

Q 夏季休暇の定め方で、「日数および日付は会社が決定する」といった表現は認められるか

A

休暇には、労基法の定めによるものと、労務管理上の配慮から企業が独自に設けるものがあります。

質問の夏季休暇などは後者に属し、法的な規制はないため、具体的な日数や時期を特定する必要はありません。

ただ、権利関係を明確にするためには、具体的な日数・時期を何らかの形で明らかにしておく方が望ましいといえます。

「夏季休暇（日数および日付は3月末日までに会社が決定する）」といった表現により、できるだけ具体化するよう工夫すべきでしょう。